

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月24日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第1号

愛宕テニスコートにおいて発生した負傷事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月18日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方

八幡浜市

2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和2年10月11日午後9時ごろ、八幡浜市愛宕332番地1、市営愛宕テニスコートの場内において、コート横にある側溝の蓋の固定が一部不完全であったため蓋が外れ、相手方は、当該部分に両足を転落させ、負傷した。
このため、治療費その他の通院に係る費用の全額を市が相手方に支払う。
- (2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。
- (3) 損害賠償の額 65,157円